

第2回定例会 議案等審議結果一覧

| 議案名 | 議員名 | 結果 | | | 金坂 | 宮坂 | 佐久間 | 神崎 | 高橋 | 岡部 | 鶴岡 | 池沢 | 本吉 | 古坂 | 三枝 | 柴田 |
|--------|--|------|----|----|----|-----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 議決結果 | 賛成 | 反対 | 光章 | 陽一郎 | 繁英 | 清美 | 智恵子 | 弘安 | 喜豊 | 俊雄 | 敏子 | 勇人 | 新一 | 孝 |
| 承認第5号 | 専決処分の承認を求めることについて(長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) | 原案承認 | 11 | 0 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| 承認第6号 | 専決処分の承認を求めることについて(長柄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について) | 原案承認 | 11 | 0 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| 承認第7号 | 専決処分の承認を求めることについて(長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について) | 原案承認 | 11 | 0 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| 議案第1号 | 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 11 | 0 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| 議案第2号 | 令和6年度長柄町一般会計補正予算(第2号) | 原案可決 | 10 | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | — | |
| 議案第3号 | 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | 原案可決 | 11 | 0 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |
| 議案第4号 | 損害賠償請求事件の和解について | 原案可決 | 11 | 0 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |
| 同意第1号 | 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 原案可決 | 10 | 1 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |
| 同意第2号 | 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 原案可決 | 10 | 1 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |
| 同意第3号 | 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 原案可決 | 10 | 1 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |
| 同意第4号 | 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 原案可決 | 10 | 1 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |
| 同意第5号 | 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 原案可決 | 11 | 0 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |
| 同意第6号 | 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 原案可決 | 10 | 1 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |
| 同意第7号 | 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 原案可決 | 11 | 0 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |
| 発議案第1号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書 | 原案可決 | 11 | 0 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |
| 発議案第2号 | 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書 | 原案可決 | 10 | 1 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | |

※ ○…賛成、×…反対、欠…欠席、退…退席、除…除斥、議長は裁決に加わらないため「—」で表示

専決処分

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町一般会計補正予算（第1号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（国家賠償法及び長柄町固定資産税に係る過誤納返還金取扱要綱の規定に基づく固定資産税課税誤りによる過誤納返還金の支払いについて）

一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ2,800万円を追加し、補正後の予算総額を42億3,500万円とするものです。

内容は、令和6年度の固定資産税評価替え作業の際、平成11年度以前に評価を実施した工場や事務所など、計33件の課税誤り及びマンション3棟の課税漏れが判明したことに伴う還付返還及び令和6年度分の追加課税について、予算計上を行ったものです。

これらの経費は、速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、4月4日付で専決処分をいたしました。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

令和5年6月9日に交付された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部を改正する法律」の法の施行日を令和6年5月27日に定める政令が閣議決定されたことに伴い、長柄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、一部を改正する条例を制定し、同日付けで専決処分をしたものです。

**承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）**

令和6年1月1日に発生しました、能登半島地震関係における、災害の被災者の軽減を図るための特例措置やデフレ完全脱却のための総合経済対策として、令和6年度分の個人の住民税の定額減税措置など、今回の改正法律の施行に伴い、本条例についても所要の改正を行うものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月30日に公布されたことに伴い、長柄町税条例の一部を改正する条例を制定しましたが、法施行日が4月1日施行となる関係上、議会を開催する時間的余裕がないことから、同日付けでの処理、取扱いとさせていただき、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

**承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）**

今回の改正は、令和6年度税制改正の大綱及び国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに準じ、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引き上げとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、本条例の規定についても、同様に改めるものです。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

年に1度の介護報酬に係る改定と併せて、国の定める指定居宅サービス等の基準が見直されたことに伴い、指定居宅介護支援事業所のケアマネージャーが取り扱える件数を35から44に改正を行うものです。

また、ケアプランを作成する指定居宅介護支援事業者と介護サービスを提供する指定居宅サービス事業者との間において、公益社団法人国民保険中央会のシステムを活用し、事務職員を配置している場合においては、件数を49にする規定を加えるものです。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

令和4年6月3日のデジタル臨時行政調査会で決定された「デジタル原則に照らした規則の一括見直しプラン」において、標識や重要書面の掲示やフロッピーディスク等と特定の記録媒体での届出の提出などを規定している規則を、インターネットを利用したオンライン化にも対応できるよう見直す方針が示されたのを受けて、内閣府令（令和5年第86号）が発出され、本条例の改正について専決処分を行ったものです。

条例の制定および一部改正

議案第1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年12月22日に閣議決定された国の「こども未来戦略」に基づき、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において規定される保育士の配置基準が見直されたことを受けて、地域における受入年齢が2歳までであって、かつ定員が19人までの小規模保育施設、いわゆる保育ママによる一般の居宅等で実施される家庭的保育事業のほか、事業所内における保育事業において、地域の施設整備事情により引き続き当該施設において3歳以上を受け入れる場合の配置基準が変わることになりましたので、所要の改正を行うものです。

人事案件

- 同意第1号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（行方 しのぶ氏）
同意第2号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（神崎 功氏）
同意第3号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（安藤 みさ江氏）
同意第4号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（三枝 明美氏）
同意第5号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（伊藤 孝氏）
同意第6号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（近藤 清美氏）
同意第7号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（高橋 功一郎氏）

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、7名の農業委員の任命について、議会の同意を求めるものです。任期は、令和6年7月22日から令和9年7月21日までの3年間です。

補正予算

議案第2号 令和6年度長柄町一般会計補正予算(第2号)

補正額は3,938万8千円を追加し、補正後の予算総額を42億7,438万8千円とするものです。

議案第3号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

補正額は42万4千円を追加し、補正後の予算総額を9億4,892万4千円とするものです。

その他

議案第4号 損害賠償請求事件の和解について

特殊ケースの転出転入によるマイナンバーカード申請に係る、マイナポイント付与に関し、当町の誤った説明により、相手方のポイント受領権利を喪失したことにより損害の賠償を求めた事件です。

つきましては、本損害賠償請求事件について、当事者間で合意に達し、和解により解決を図りたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

請 願・議員発議

今定例会に次の請願が提出され、本会議での審議の結果、下記のとおり採択されました。

また、採択された請願に係る意見書の提出については、議員発議の発議案として審議され、下記のとおり可決し、関係行政庁へ意見書を提出されました。

| 件 名 | 請 願 者 | 紹介議員 | 結 果 | |
|--|---|-------|-----|------|
| 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書 | 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会 会長 田中 弘美 | 鶴岡 喜豊 | 採 択 | 全会一致 |
| 請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書 | 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会 会長 田中 弘美 | 鶴岡 喜豊 | 採 択 | 挙手多数 |

あなたも議会を傍聴しませんか

(次回定例会は9月12日(木)からの予定です。)

議会本会議の会議録を長柄町ホームページにて公開していますので、是非ご覧ください。

町民の皆様方のご意見、ご要望等ありましたら議会事務局までご連絡いただければ幸いです。

問い合わせ先 議会事務局 ☎ 35-2438

鶴岡 喜豊 議員（二問一答方式）

1. 副町長の市政に対する姿勢について

問 議員

- ①副町長の所信を伺う。
- ②空き家バンク・住宅新築・住宅リフォームの補助金要綱を副町長は、どのように考えるか伺う。
- ③4月号広報に掲載されている住宅新築の補助金の対象者について伺う。

答 副町長

①『去る令和6年第1回長柄町議会定例会におきまして、議員の皆様からの同意を頂き、副町長を拝命することになりました。目指す町の姿の実現に向け、常に時代の先を見据えた未来志向で、新たな施策推進はもちろんのこと、住民ニーズの先にあるもの、時代の先にあるものをしっかり捉え、さらなる変革に力を注ぎ、月岡町長の目指す

「町の変化を実感できるまちづくり」を全職員と共有し、しっかりとお支えしてまいります。」

②住宅新築補助では移住・定住の促進に加え、地域経済の活性化を図ること、住宅リフォーム補助では住み慣れた町での定住促進に向け住環境の整備への支援と町経済の活性化、空き家バンク登録促進事業補助金は、年々増加傾向にある本町の空き家の有効対策を主眼とし、空き家の入居者やその所有者の利活用を促す制度となっている。議員お尋ねの各制度との比較による経済的均衡については、さきの定例会での執行部答弁にあったように、本補助制度の成果などの推移を検証した中で、より適切な効果が得られるよう取り組んでいくものと承知している。

問 町長

交付要件として、自己の居住の用に供するために町内に新たに建築された住宅が条件とされており、自らが登記名義人となり、居住するために住宅を新築することになる。

2. 各種の委員会・協議会及び介護保険について

問 議員

- ①介護保険運営協議会の学識経験者に選任されている学問的知識・業績等の基準を伺う。
- ②介護保険運営協議会のあり方を伺う。
- ③各種委員会・協議会に議員の委嘱はやめた方がよいと考えるが、執行部は検討したのか、結果はどうあったか伺う。

答 町長

①介護保険運営協議会委員の組織については、協議会設置要綱第3条に基づき委嘱することと定めており、医療・保険・福祉分野の関係者及び学

識経験者により組織することとし、その学識経験者についての明確な選考基準は無い。

②協議会設置の目的は、町の介護保険事業に関する事項のうち、町長の諮問事項について審議するための協議会であり、その主なものとして、介護保険法に基づく介護保険事業計画の策定に関する事項等が挙げられる。

③議会でのご質問、ご意見を受け、それぞれの課において所管する委員会等の委員の任期満了などの機会を捉えて、それぞれにおいて検討することと、その後の管理職会議において共有した。事実上保留となっており、結果として、改めて議員を除いた形に変更したものは、この1年半では無い。

3. 災害時の給水拠点の確保について

問 議員

日吉地区・水上地区の把握している水源の場所・給水拠点を伺う。

答 町長

地震発生直後は各家庭や町が貯蓄するペットボトルの飲料水で対応するものとし、それ以降は、町が調達した飲料水や公共施設の水道開放、給水活動により対応するものと考えており、それらを補完する位置づけとして、公共施設の受水槽や井戸水・湧水（湧き水）の供給協力に関する協定を結ぶ町内の個人宅内水源が挙げられる。

受水槽保有公共施設は、日吉・水上地区に多く、役場庁舎、日吉小学校、こども園、給食センター、公民館となる。

個人の宅内水源は、日吉地区で3軒、水上地区で3軒の計6軒となっている。

三枝 新一 議員（二問一答方式）

1. 「長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想」 （長柄町版CCRC）に USN

問 議員

①令和6年度の施政方針で「長柄町版CCRC構想」の実現といわれているが、具体的な内容を伺う。

②「長柄町版CCRC」は発足以来9年を迎えており、現在までの足跡を伺う。

③2015年発足時に掲げた、都会から元気な高齢者1000人の誘致の進捗状況を伺う。

答 町長

①総合戦略内の移住定住事業をはじめとした10の戦略プロジェクトと11の施策事業を展開することで、農業・就労の場・にぎわい・結婚から出産・子育て・生活応援・スポーツ交流活動など、全てのプロ

ジェクトが起動し、連動することにより、地域の課題解決につながるなど、一つ一つ着実に取り組むことが重要と考える。

②千葉大学の有する知的資源を活用し、リソルの森とともに産官学のパートナーシップの下、施設やサービスを活用した民間主導によるエリア型生涯活躍のまちの基盤を整備すること、町が主体となり移住・定住の推進や健康で暮らしやすいまちづくりを目標としたタウン型生涯活躍のまちをそれぞれ展開し、それら起爆剤とした地域の活性化を図ることと掲げ、平成28年度から本格スタートし、今年で9年目を迎えたところである。

③事業の方針転換をし、アクティブシニアを中心に全世代の移住者増加を推進し、生涯にわたって健康で生き生き

と暮らせるまちづくりの理念は、変わらず推進していく。

2. 熱中症対策について

問 議員

①「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合の対応は整っているか伺う。

②熱中症にかかりやすい高齢者、子供等の対策を伺う。

③屋外作業者、特に高齢な農作業者の対策を伺う。

答 町長

①熱中症警戒情報等を防災行政無線や防災メールにより町民の皆様へ周知するとともに、福祉センターをクーリングシェルターとして開放するなど、体制を整備してまいりたいと考えている。

②高齢者などの熱中症弱者対策として、介護予防出張教室などの機会を捉え、予防行動の啓発やエアコン利用の有効性の周知に努めている。

③国では農作業安全確認運動を通じて普及活動に努めており、町としてもこの運動に

基づき対策として、前述と同様に情報伝達に取り組んでいく。

答 教育長

③小中学校の取り組みは、朝の健康視察を確実にし※1暑さ指数(WBGT)の計測器で活動前に活動場所の暑さ指数を測定・記録を取り、その結果は校内の誰もが見やすい場所に掲示するなど、情報の共有に努めている。

なお、暑さ指数31以上で、原則屋外活動を中止、屋内活動は中止又は実施形式を変更する。

3. 改正不動産登記法について

問 議員

①未登記宅地の筆数と面積を伺う。

②未登記農地の筆数と面積を伺う。

③①②に対して対策伺う。

答 町長

①②残念ながら筆数、面積ともに正確な把握はできていな

い。長柄町に住民登録がない町外の所有者については、法務局で管理する登記情報のみでの把握しかできないためである。

地籍調査事業においても、相続未登記の土地については承知はしているが、地目別や面積の集計はしていない。

③国は、相続登記の申請を義務化することで所有者不明の土地の発生を予防しようとする不動産登記法を改正し、これらの土地の解消に向け、対策を講じている。町においても、固定資産税の納付書の送付の際にチラシを同封するなど、引き続き法務局と連携し、周知・啓発に努めていく。

※1 暑さ指数(WBGT)は、ISO等で国際的に規格化されています。環境省ホームページで確認できます。

神崎 清美 議員（一問一答方式）

1. 町内にある所有者不明の土地の取り扱いについて

問 議員

①山林に関して兵庫県佐用町では、町が自ら1㎡当たり10円で買取りを行っており長柄町ではどのような対策を考えているのか伺う。

②山林や農地を相続財産として相続したが町外に移住したり管理が出来ずにいる人達やこれらの土地が所有者不明になる前に公益的機能を持ち得るもので、町民共有の財産として行政が管理できないのか伺いたい。

③管理不全の山林、土地が過去2度の台風のように豪雨災害によって山崩れを起し、河川を堰き止めたりするリスクが大きく、町としてはこのような所有者不明、管理できない土地を今後どのように対応していくのか伺う。

④県内のある市では、使用しない土地の所有者と使用したい民間団体をマッチングさせて、土地を有効活用している事例があるが、町としてはこの点について考えがあるのか伺う。

答 町長

①②③第三者の財産を行政が取得することは、公益的機能という点を差し引いても、慎重かつ丁寧な検討が必要であり、利用目的が明確となっていない財産の取得については、取得後の管理責任も発生することから、人的な面や財政面での負担を鑑みた場合、土地及び樹木の買取りについて本町での実施は難しいと考える。

所有者不明土地及び管理できない土地等については、相続土地国庫帰属制度や相続登記の義務化など、国の制度を周知し、増加抑制に努めて

いく。また町内に森林組合は存在していないため、維持管理をしていただける組合は無い。

④土地のマッチングについてはですが、本町では、平成30年頃から空き地バンク制度により、町内における農地以外の空き地の情報収集及び情報発信を行っている。この制度は、空き地の有効活用を図り、空き地の荒廃防止及び定住促進などによる地域の活性化を目的としている。今後とも一層本制度の周知を図り、推進してまいりたい。

問 議員

国際的に行っている^{※1}カーボンクレジットというのがあり、日本では、^{※2}J-クレジットという団体がある。それは樹木を伐採して、その伐採した後に植林をする。その植林も今、杉の木とかヒノキのようなそういうものではなくて、栗の木とか、景観がよく成長の早い桐の木などを植えて、その収益によってまた樹木を植えて、二酸化炭素

の排出につながっていくという、経済産業省と農林水産省と環境省の3つの省が応援している事業である。

町もまとめて、カーボンクレジットのようなものを勉強して取り入れて、町を少しでも景観よく、そして住みやすく、環境によいまちづくりをしていくと、長柄町も外から見てもすばらしくきれいな町に見えてくると思うが、今はただの雑木林の中に生活しているような感じだが、J-クレジットとか、カーボンクレジットのことはご存じか。それともう既に勉強されているのか伺う。

答 産業振興課長

勉強不足で周知、認知していない。今後、議員のおっしゃられた事業などを勉強してまいりたい。

※1 カーボンクレジットとは、主に企業間で温室効果ガスの排出削減量を売買できる仕組みのことです。企業は環境活動によって生まれた温室効果ガスの削減量や吸収量を数値化し、クレジットとして認証された排出権を他の企業と取引します。

※2 J-クレジットとは省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。



宮坂 陽一郎 議員（一問一答方式）

1. 前回常任委員会及び本会議の質疑応答結果、その後のフォローに関して

議員

① 質疑応答結果のその後について、オープンな情報公開を要求する。

② 水害時冠水地点の消防との連携注意喚起がなされていないことについて伺う。

③ 社会福祉協議会の公金を利用した委託事業給食サービスの材料費の領収書未確認の点について伺う。

④ 害獣駆除に関して、鳥獣被害対策協議会の意見を基に町の迅速な対応を求める。

町長・総務課長

① 今年度からグループウェア内で管理し末端の職員まで共有できるように現在進めている。その後ホームページへの記載等も検討している。

② 大雨による冠水箇所の通行止め等の対応について、先般

開催された消防団の会議の際に協力依頼をした。

③ 社会福祉協議会が本町における地域福祉や互助の旗手として住民から頼りにされる団体であり続けるよう、町も適切な支援を行う。

④ 町鳥獣被害防止対策協議会においてルールの再確認と周知の徹底を行い、対応を図っていく。

2. 民生委員等の情報漏洩に対する罰則について

議員

民生委員が守秘義務を違反し情報漏洩を行った際の罰則の有無と、その際の損害賠償に関する弁護士費用等町が補助することによる情報漏洩の抑止について伺う。

福祉課長

民生委員法第15条で守秘義務が定められているが、罰則については解職のみ。個人情報保護委員会の見解を基に

民生委員には注意喚起を適宜行っている。

3. 農地の地目変更等に関して

議員

① 農業委員会の判断基準が不明瞭と思うがいかがか。

② 地目変更後の土地利用等管理責任について伺う。

農業委員会事務局長

① 全国農業会議所発行の非農地判断マニュアルを参考に、委員3人以上で現地調査、現況、荒廃時期の推定、付近の状況、耕作可能な土地に還元する費用等総合的に判断している。

② 農地転用は、農地の地目を農地以外のものに変更するものであり、農地転用申請のあった転用計画の用途内容が許可相当であると判断された場合に許可される。

地目変更後は利用用途に応じた関係法令での指導、申請、許可が必要になる。

4. 自治会非加入者に対する行政サービスに関して

議員

① 町民であれば行政サービスを平等に受ける権利があると考えますが、自治体加入者と非加入者で差が生じていないのか伺う。

② 差があるとするれば、その内容と解消方法は何か。

町長

① 自治会が提供するサービスや活動は、大半が加入者限定のものとなっている。特に自治会経由の広報紙配布と自治会運営のごみ集積所の使用許可に関しての課題があると承知している。

総務課長

② 自治会内での取扱いの問題であり、役場から強く言うことはできない。自治会に入らずともごみ当番をするなどして最終的には自治会に入るようなことが望ましいのではないかと。

5. 公文書公開請求に対する虚偽記載対応に関して

議員

社協に委託している給食サービス委託金が予算要求時点では1食当たり消耗品費500円となっているが、実際には保険料、ガソリン料等消耗品ではない項目が多数並んでいた。通常の企業でも領収書で税務処理などをする。税金であれば尚更厳密にする必要があるが、今までチェックがなされていなかったことについて今後どうされるのか。

町長

給食サービスについては、令和5年8月10日付で請求され、その後、公開された文書に一食500円という記載が手書きであり、これを材料費とお答えしてきた経緯がある。その後の担当者の答弁と齟齬がないかと指摘を受けたものだが、必要なコストであるということと製造原価という意味合いで材料費とお答えした答弁は問題ないものと考えている。

本吉 敏子 議員（一問一答方式）

1. アピアランスケアの購入費助成について

問 議員

がん治療による外見変化の精神的苦痛を和らげる医療用ウィッグや補正具等の購入費用やレンタルにかかる費用の一部の助成を提案する見解を伺う。

答 町長

アピアランスケアは、整形的・心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因する患者の苦痛を軽減するケアとされている。本町における補正具等の使用人数や要望数については、前回のご質問の後も具体的な相談は伺っていない状況である。今後も近隣の状況に注視しつつ、ニーズなどを捉えながら支援の在り方について研究してまいります。

2. 介護事業への取り組みについて

問 議員

ケアマネジャー不足への対策について伺う。

答 町長

本町では、この問題は高齢化と人口減少という問題を抱える我が国、全般の課題であり、今後、国・県への要望の場を活用し、介護人材の必要性を強く伝えていきたい。

3. 経済対策について

問 議員

物価高対策について伺う。

答 町長

昨今、エネルギー価格や穀物などの原材料価格は上昇傾向であり、幅広い分野での値上げが広がっている。急激な円安の進行も物価上昇の原因の一つとされ、庶民の生活は厳しい状況に置かれており、家計の負担

が増す中で、同様に多くの町事業も影響を受けているものと承知している。そのような中で、家計の負担を少しでも軽減するため、今年度も地方創生臨時交付金を活用し、地域応援券を実施する予定である。

4. 物価高による高齢者等外出支援タクシー事業について

問 議員

千葉県タクシー協会では昨年11月に運賃料金を改定している。物価高による高齢者等の外出支援事業の今後の見通しについて、見解を伺う。

答 町長

本事業は、高齢者の方で免許証を返納した方や、障害や慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方、何らかの事情で車の運転ができない、あるいは困難な方などが外出する際に利用するタクシー等の代価に対する一部助成として実施しているもので、制度の変更に当たっては、まずは事業の対象となる

高齢者等のニーズをしつかりと把握した上で、本町の交通施策全体の中で、この事業がどのように継続されるべきか検討していくことが肝要と考えるところである。

このことから、今後、今年度中を別途にそれらの調査・検討を進めてまいりたい。

5. 安心・安全なまちづくりについて

問 議員

地域防災力の強化について伺う。

答 町長

近年激甚化する集中豪雨や今後予想される大規模地震など、災害規模が大きければ大きいほど、救援活動を担う行政機関も被災する可能性が高く、道路の損壊・渋滞、情報伝達の支障などによって、救援部隊の被災地到着や組織的な救援活動の本格化に時間を要する。

このことを踏まえ、町では防災の鉄則である自分の命は

自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る、自助・共助の防災意識の醸成を推進するため、地域住民の自発的な防災活動である地域の自主防災組織の結成を支援し、地域との連携を目指して取り組んでいきたいところである。

また、本年度から災害対策コーディネーター養成講座を開設し、町防災計画や地域の災害リスクを学んでいただき、町民の防災意識の向上や地域の防災リーダーの育成につながる取組を実施する。

自助・共助に基づく地域の防災力を高める取組を行うことで、災害への備えに万全を期し、町民の皆様の安心安全につながるべくまいりたい。

佐久間 繁英 議員（一問一答方式）

1. 台風被害等による倒木整備について

問 議員

- ①森林を整備するにあたり、費用的な面で助成制度の条例の制定ができないか伺う。
- ②県や国の補助制度を活用できないか伺う。

答 町長

①②荒廃が進む本町の里山において、自助努力等により保全が難しい森林整備への支援を目的とし、町では、昨年度、個人が森林を整備する補助制度として長柄町森林整備事業補助金交付要綱を制定し、国・県の補助制度を活用した個人の負担を軽減する制度を策定した。

問 議員

只今、昨年要綱を制定したという点ですが、溝腐病等にも対応できるような点でもよろしいか伺う。

答 産業振興課長

県のサンブスギ林総合対策事業において、制定した要綱により当該事業の活用も可能である。ただし町の義務負担が発生することから森林環境譲与税を充てるため、限られた財源での対応となる。

問 議員

財源捻出の策として伐採した木材を業者が買い取り負担軽減を図るのはどうか。

答 産業振興課長

実施は可能と考えるが、樹木の利活用、販路や採算の問題等、事業者の判断によるところが大きいということご理解いただきたい。

2. 害鳥獣対策について

問 議員

- ①今後における町の害鳥獣対策について伺う。
- ②町としては捕獲従事者の確保についてどのように取り組

んでいるか伺う。

答 町長

- ①これまで電気柵での農作物被害防止、捕獲従事者による捕獲を行い、一定の成果を得られている。地域一帯での取組には、有害鳥獣に関する知識や、地域での被害防止対策について意識の醸成が不可欠であることから、広報等を活用し啓発活動に努めていく。
- ②令和6年5月末現在、従事者登録をされている方は59名で、うち町内が39名、町外が20名である。今後は、鳥獣被害防止対策協議会にて狩猟免許取得助成も行っていると聞いているので、地域での捕獲従事者を増やし、地域ぐるみでの対策を推進するため、広報等により広く町民への周知に努めていく。

問 議員

現在、電気柵が一般的な抑止手段であると考えますが、これまで町で対応した電気柵の助成件数は何件あったのか伺う。

答 産業振興課長

平成28年に補助金要綱を設置し、令和5年までの8年間で53件、面積は約27haである。

問 議員

今後、設置希望者に対し補助金の設定緩和等について、何か検討しているところがあるか。

答 産業振興課長

農家の中には、採択要件を満たせず補助金を受けられない方も見受けられるので、要件の見直しについて現在検討している。

問 議員

捕獲従事者の確保を図る観点から農業従事者等に狩猟免許の取得を勧めてはどうか。

答 産業振興課長

広報などを通じて多くの従事者を確保し、地域ぐるみでの対策を推進していく。



高橋 智恵子 議員（一問一答方式）

1. これからの長柄町の教育について

問 議員

教育長として、これからの長柄町の教育についてどのように運営していく方針なのか伺う。

答 教育長

『この度、縁あって令和6年度の第1回長柄町議会定例会におきまして、皆さんからの同意をいただき、教育長を拝命することになりました。大変うれしく光栄に思うとともに、様々な課題にしっかりと向き合っていかなければならないという職責の重さを実感しているところでございます。

長柄町の教育の基調である「心身ともに健康で思いやりのある生き生きとした人づくりの教育」について、3点述べさせていただきます。

1つ目は、心身ともに健康であるために、みんなが笑顔で楽しく過ごせる学校、町を目指します。子供たちと向き合う時間及び授業等の想像力を働かせるための教職員の働き方改革を進めるとともに、個に応じた分かる授業に向けた指導力の向上を含めた人材育成を進めていきたいと考えています。

2つ目は、思いやりのある人づくりのために、誰もが大切にされていると感じる学校、町にするために、道徳教育や特別活動など正解が一つではない、発言しやすい活動を軸に、一人一人の発言を含め人権を大切にした環境整備や授業を行い、全ての教育活動を通して自分を大切にするとともに、相手を大切にすること、一人一人が大切にされている学校、町、一人一人の特性が生かされる学校に

することにより、いじめの防止、不登校のない学校を目指します。

3つ目は、生き生きとした人づくりの教育として、今年度から各学校でスタートしたコミュニティ・スクールを生かし、多くの町民の皆さんが学校運営に参画し、地域全体で学校を、子供たちを支えていただきながら、町民の皆さんが自分たちの学校として大切にしていきたいけるような組織に成長していけるよう努めてまいります。』

2. 消滅可能性自治体（長柄町）の地域活性化について

問 議員

①発表を受けて町としての感想を伺う。

②この先予想される人口推移をわかる範囲で伺う。

③町民の行政に関する関心を図る方法として広くアンケート調査をしたことはあるか伺う。

④企業版ふるさと納税について

て、どのように考えるか伺う。

答 町長

①全国の自治体の4割超えに当たる744自治体が該当し、このうち町村の3分の2が消滅する可能性がある指摘され、本町は、ご承知のとおり消滅可能性自治体に分類された。町では、人口減少の対策の取組として、これまでに18歳までの医療費の無償化に加え、給食費の無償化、子育て支援金の拡充など、子育て支援策を実施してきた。

②第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略において、国立社会保障・人口問題研究所の推計モデルを示しており、それによると、1年後の令和7年の推計人口を6,208人、6年後の令和12年に5,632人とし、以降も減少する推計となっている。

③町総合計画の基本計画を策定するに当たり、1,000人無作為アンケートを実施している。直近では令和2年に調査を行った。主なアンケート内容については、長柄町の魅力、長柄町が推し進めるべきこと、地方創生で町の活性化のために必要なことなどです。

④本町においても地方創生の取組を進めていく上で、町の事業に対し、民間企業が賛同し応援していただけることは、財源確保という面から大変有益であると考えており、今年度に入り内閣府に対して認定申請をしたところである。認定された際は、本町の掲げる地方創生事業に対し、多くの企業のご賛同が得られるよう期待し、またPRに努めてまいります。